

年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式 (附則第二条の四関係)

年 月 日	山形県山形市長 殿	整理番号	
住 所	〒	フリガナ	
		氏 名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	明大昭 平令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。

①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	□
-------------------------------------	---

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	□
------------------------------------	---

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数に5以下であると見込まれる者をいいます。

下記書類が確認できるように、貼り付けてください。

- ※重ならないように四隅を貼り付けてください。住民票などの貼り付けが難しい書類の場合は同封してください。
- ※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号を確認できる状態で貼り付けてください。
- ※添付前に、必要書類が下記事項を満たしているかご確認ください。

- ①個人番号確認書類：氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもの
- ②本人確認書類：申請書の氏名及び生年月日又は住所が正しいか確認するため、申請書の内容と一致しているもの

①個人番号確認書類	②本人確認書類
<p>・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面</p> <hr/> <p>↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓</p> <p>・マイナンバー通知カード ※令和2年5月25日に通知カードが廃止されたため、通知カードに係る記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。</p> <p>・個人番号が記載された住民票</p> <p>上記いずれか1つのコピー</p>	<p>・マイナンバーカード(表面)</p> <hr/> <p>↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓</p> <p>・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード又は特別永住証明書 ・官公署が発行した写真付き証明書 ・写真付き学生証、社員証、資格証明書</p> <p>上記いずれか1つの顔写真付き書類のコピー</p> <p>※有効期間のあるものは期間内のものを添付してください ※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けもしくは同封してください</p>